

【令和4年度 滞納整理事務研修】

## 滞納整理事務研修 ～債権管理と徴収実務～ 実施要領

- 1 目的 滞納整理事務の遂行にあたって必要な知識を習得する。
- 2 対象 全職員（主に滞納整理実務経験1年以上の職員）
- 3 定員 48人
- 4 日程 令和4年10月13日（木）～14日（金）
- 5 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室（高知市本町4丁目1-35）
- 6 持参物 職場でお使いの名札

カリキュラム		時間	講師
10:00 }	1 債権管理の基本原則と職責 2 改正民法の留意点 3 徴収困難者への対応	6.0	豊田泰士綜合法律事務所 弁護士 豊田 泰士 (とよた たいし)
17:00	4 裁判手続を利用した債権回収・判決後の実務		
9:00 }	【事例検討】 1 消滅時効が問題となる場合 2 徴収困難者への対応 3 債務者が死亡した場合	6.0	【略歴】 2004年 早稲田大学法学部卒業 2007年 早稲田大学大学院法務研究科卒業 2008年 東京弁護士会登録 2014年 日本弁護士連合会法律サービス展 開本部自治体等連携センター委員 (～現在) 2016年 徳島弁護士会に登録替 豊田泰士綜合法律事務所開設 2018年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長
16:00	4 債務者が破産した場合		

### <担当者から>

行政の現場に寄り添ったこの研修は、教示がわかりやすく、業務への活用がすぐに期待される点で特に受講者の評価が高く、リピーターの多い研修です。

1日目は基礎から専門的な知識まで幅広く学習し、2日目は実務担当者同士での事例検討を行うことで、より具体的な債権管理の手法を学ぶことができます。

こうち人づくり広域連合 担当:河原 加奈  
高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階  
TEL : 088-873-0333  
FAX:088-872-7716  
E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp  
HP : <http://www.kochi-hitozukuri.or.jp>